

参議院比例代表選出議員の選挙における 選挙運動用ポスター作成・掲示に当たっての留意事項

参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者個人（特定枠名簿登載者を除く。）の選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号のものに限る。）については、中央選挙管理会等に届け出る必要はありませんが、作成・掲示に当たっては、次の事項に十分留意してください。

1. 種類・枚数制限

種類制限なし。枚数は名簿登載者1人につき7万枚以内

2. 規格

長さ42cm、幅30cm以内

3. 法定記載事項

掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所、参議院名簿届出政党等の名称を記載しなければなりません。

4. 記載内容についての注意事項

ポスターの記載内容については、制限はなく、演説会の告知や投票依頼の文言等も記載することができます。また、当該名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の選挙運動をすることも可能です。

ただし、他の名簿登載者や選挙区選挙の候補者の選挙運動にわたることは一切できません。さらに虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことも記載できません。

5. 掲示についての注意事項

当該ポスターを掲示する場合は、中央選挙管理会が交付する証紙を貼付しなければなりません。

当該ポスターについては公営掲示板は設けられていません。

ただし、国、地方公共団体が所有し若しくは管理するもの（橋梁、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂、浴場を除く。）又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所にはポスターを掲示することができませんので注意してください。

上記以外に掲示する場合にあつても、工作物の管理者等の承諾を得なければ掲示できませんので、掲示に当たっては管理者等の承諾を得てください。